

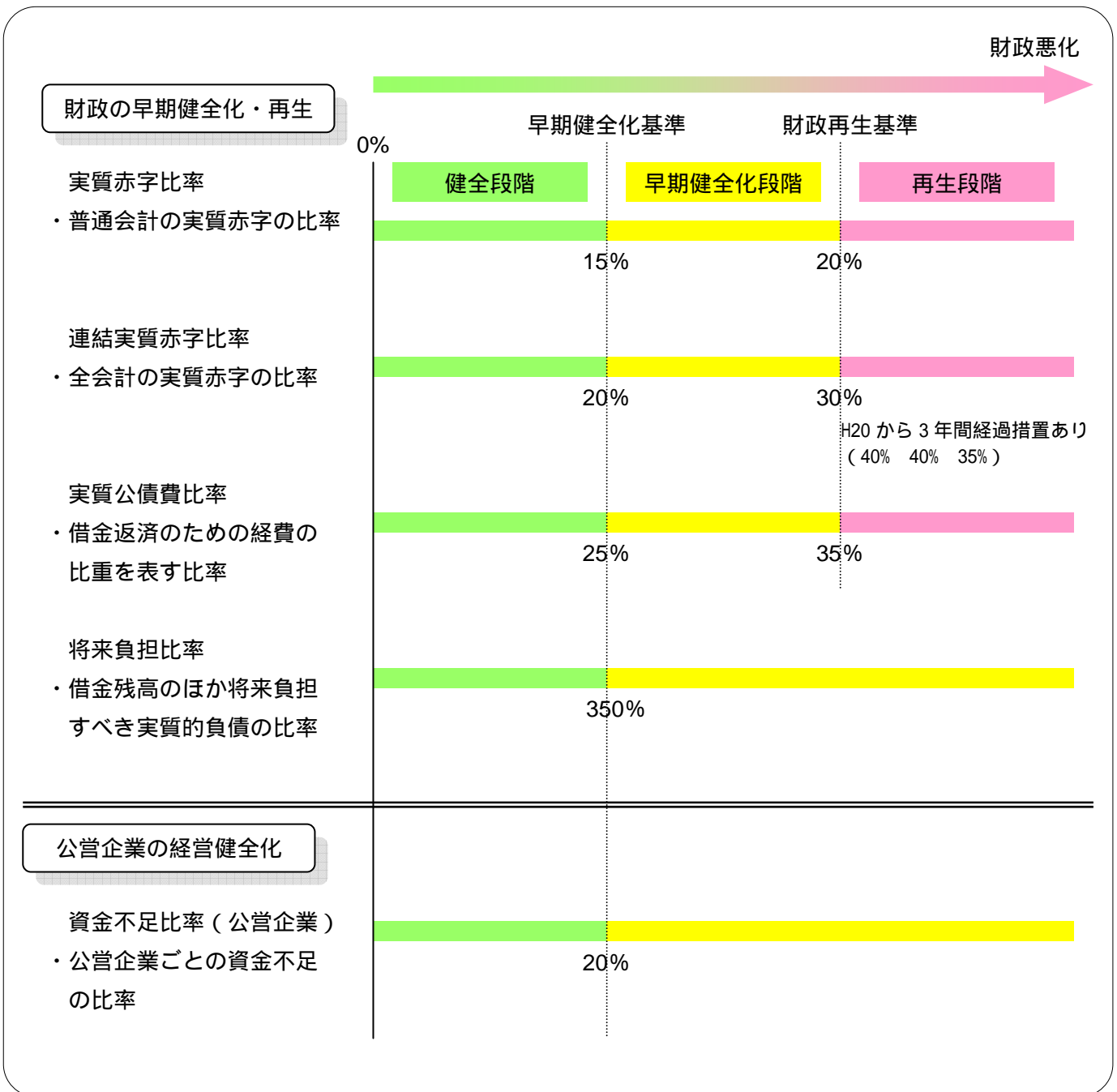
### 【健全化判断比率の算定の目的】

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以降、財政健全化法といいます)が平成19年6月に成立しました。

かつての財政再建制度では、一般会計等の「実質赤字」というフローの指標のみが用いられており、申し出により再建を行う仕組みとなっていました。今回の財政健全化法の成立により、「健全段階」「早期健全化段階」「再生段階」の3つの段階により団体の健全度を判断することとなりました。また、申し出による再建ではなく、国県が積極的に指導・介入していく法律となっています。

健全化判断比率とは、主に4つの指標を用いて、財政健全度を判定するためのものです。

### 【財政健全化判断のための指標】



## 健全化判断比率の状況

平成21年3月31日現在

(単位%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成20年度			16.4	103.1
平成19年度 (参考)			17.0	105.7

\* 実質赤字比率・連結実質赤字比率は、黒字の場合「-」で表示しています。

### 参考

早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

- ・実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、ともに黒字のため「赤字比率なし」となりました。
- ・実質公債費比率については早期健全化基準未満のため、健全段階となりました。  
前年度より改善されましたが、県平均(速報値)の13.7%を上回っていること、今後上昇する要素があることから、新規地方債発行の抑制や繰上償還などを実施し、単年度の償還額を抑えていくことが課題となります。
- ・将来負担比率については早期健全化基準未満のため、健全段階となりました。  
ただし、実質公債費比率と同じく県平均(速報値)の70.4%を上回っているため、今後、地方債の残高を減らすこと、積立金を増やしていくことが課題となります。

### 資金不足比率

	水道事業特別会計	公共下水道事業特別会計	農業集落排水事業特別会計
平成20年度			
平成19年度 (参考)			

\* 資金不足比率は、資金不足がない場合「-」で表示しています。

- ・飯島町の公営企業会計において資金不足はありませんでした。

## 財政健全化比率算定資料

### 実質公債費比率の構成要素

単位千円

負債				
一般会計の起債償還に充当した一般財源	上下水道事業の起債償還のうち一般会計が負担した額	伊南行政組合・上伊那広域連合の起債のうち一般会計が負担した額	債務負担行為に基づくもの	一時借入金 利子(基金の繰替運用除く)
627,060	171,151	50,290	39,586	33

災害復旧による基準財政需要額	起債のうち交付税対象額
148,259	333,210

平成17年度	17.36
平成18年度	16.83
平成19年度	15.10

= 単年度  
15.10

平均 16.4

標準財政規模(税収入・地方交付税・臨時財政対策債)
3,174,089

災害復旧による基準財政需要額	起債のうち交付税対象額
148,259	333,210

### 将来負担比率の構成要素

将来負担額							
一般会計の起債の残高	債務負担行為に基づく支出予定額	上下水道の起債償還のうち一般会計が負担する見込みのもの	伊南行政組合・上伊那広域連合の起債のうち一般会計が負担する見込みのもの	退職手当負担見込み額	土地開発公社への負担見込み額	第三セクターへの負担見込み額	伊南行政組合への赤字額負担見込み額
5,836,430	411,354	3,806,602	432,382	900,129	226,005	9,150	6,686

充当可能財源		
基金	負債に充当できる収入	起債のうち交付税対象見込み額
1,260,031	553,707	7,027,552

= 103.1

標準財政規模(税収入・地方交付税・臨時財政対策債)
3,174,089

災害復旧による基準財政需要額	起債のうち交付税対象額
148,259	333,210